

議案第 88 号

芽室町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

芽室町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成 31 年 3 月 4 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芽室町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、資格要件を定める政省令の規定が改正されたため、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 <u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む)</u></p> <p>(6)～(10) 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) 一略一</p>